

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき市が行う質問、立ち入り及び検査等（以下これらを「指導等」という。）及び法第38条から第40条まで及び法第50条から第52条までの規定に基づき市が行う監査について、必要な事項を定める。

(指導等の目的)

第2条 指導等は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導等の方針)

第3条 指導等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第33条及び法第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者・事業者（以下「設置者等」という。）の責務、「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年流山市条例第23号。以下「確認基準」という。）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等（以下「確認基準等」という。）に定める特定教育・保育等の提供及び施設・事業所（以下「施設等」という。）の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導等の形態)

第4条 指導等の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

確認基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

対象となる特定教育・保育施設等において、実地により指導等を行う。

(指導等の対象の選定)

第5条 指導等は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の選定基準により一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導は、特定教育・保育等の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、次のとおり定期的かつ計画的に行う。

ア 原則として、3年に1回実施することとし、毎年度、市が対象となる特定教育・保育施設等を選定する。

イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することができる。

ウ その他、特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に実施する。

(指導等の方法等)

第6条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容

等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 実施方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 実施通知

実地指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

イ 実施方法

実地指導は、特定教育・保育施設等の設置者等から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

ウ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、文書により報告を求める。

(監査への変更)

第7条 実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(監査の目的)

第8条 監査は、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適性を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第9条 監査は、特定教育・保育施設等について、第12条に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに第7条の規定により監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。

なお、特に（3）又は（4）の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設等の設置者等に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定に基づき行った実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(監査の方法等)

第11条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により特定教育・保育施

設等の設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。

(2) 実施方法

前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

(3) 結果通知

監査の結果、次条(1)に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項及び施設型給付費等の返還を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

(4) 改善報告書の提出

文書で通知した事項については、文書により改善報告を求める。

(行政上の措置)

第12条 違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第39条及び第51条(勧告、命令等)、法第40条及び第52条(確認の取消し等)の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項及び第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において、当該特定教育・保育施設等の設置者等は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(2) 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。

なお、命令を行った場合には、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。

命令を受けた場合において、当該特定教育・保育施設等の設置者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。

確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定教育・保育施設等の設置者等の名称等を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

(聴聞等)

第13条 監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

(不正利得の徴収)

第14条 勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（以下「返還金」という。）として徴収を行う。

2 前条に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるようにする。

（重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点）

第15条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る
検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策につい
ての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認する。

2 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が
実施された場合、検証の結果については、今後の指導等に反映させる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるほか、指導監査に必要な事項については、
別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。